（金融機関）

第六条　［略］

（一般地方独立行政法人の理事長への再就職者による依頼等の届出の様式）

第七条　令第十六条に規定する総務省令で定める様式は、別記様式とする。

（資産及び負債に関する書類）

第八条　法第六十六条第二項（第六十六条の四第二項により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

［一・二　略］

（土地の取得に関する基準）

第九条　令第二十三条第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［削る］

［一　略］

二　長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により当該土地を一括して取得する場合に要する補助金等の総額が、当該土地の段階的な取得（令第二十三条第三号に規定する段階的な取得をいう。）を行う場合に要する補助金等の総額に比して相当程度減少する見込みがあるものであること

（金融機関）

第三条　［同上］

［新設］

（資産及び負債に関する書類）

第四条　法第六十六条第二項に規定する移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

［一・二　同上］

（公立大学法人が経営を支配している法人）

第五条　法第七十九条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるものは、第一条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準の定めるところにより、地方独立行政法人が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。

（土地の取得に関する基準）

第六条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号。第二号及び次条において「令」という。）第十八条第三号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一　同上］

二　長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により当該土地を一括して取得する場合に要する補助金等の総額が、当該土地の段階的な取得（令第十八条第三号に規定する段階的な取得をいう。）を行う場合に要する補助金等の総額に比して相当程度減少する見込みがあるものであること

（長期借入金又は債券の償還期間）

第十条　令第二十五条に規定する総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

［一～三　略］

（設立団体の長から吸収合併消滅法人への通知等）

第十一条　設立団体の長は、法第百八条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併消滅法人（同項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

［2　略］

第十二条～第十六条　［略］

（担任設立団体申請等関係事務処理業務等の引継ぎ等）

第十七条　申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下この条において同じ。）は、法第百二十二条の六第三項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　担任設立団体申請等関係事務処理業務（法第百二十二条の二に規定する担任設立団体申請等関係事務処理業務をいう。以下この項において同じ。）を当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務（法第二十一条第五号に規定する申請等関係事務をいう。以下この条において同じ。）を担任する設立団体の長その他の執行機関に引き継ぐこと。

二　担任設立団体申請等関係事務処理業務に関する帳簿、書類及び資材を当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を担任する設立団体の長その他の執行機関に引き継ぐこと。

三　その他担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を担任する設立団体の長その他の執行機関が必要と認める事項

（長期借入金又は債券の償還期間）

第七条　令第二十条に規定する総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

［一～三　同上］

（設立団体の長から吸収合併消滅法人への通知等）

第八条　設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の長は、法第百八条第一項各号に掲げる事項が定められたときは、遅滞なく、その内容を当該設立団体が設立した吸収合併消滅法人（同項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

［2　略］

第九条～第十三条　［同上］